令和６年第３回広野町議会臨時会会議録目次

第１日　　７月１０日（水曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○議案第４３号　工事請負契約の締結について …… 3
○議案第４４号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第３号） …… １５
○閉会の宣告 …… １７
○署名 …… １９

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第　1　号)

令和６年第３回広野町議会臨時会会議録（第１日）

令和６年７月１０日（水曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議案第４３号　工事請負契約の締結について

日程第　４　議案第４４号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第３号）

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	小松　和真	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	遠藤　義宏	君
健康福祉課長補佐	根本　忠幸	君
参事兼 こども家庭課長	坂本　淳	君
参事兼 町民税務課長	猪狩　裕一	君

会計管理者兼 出納室長	北郷	智恵子　君
教育次長兼 学校教育課長	加賀	博行　君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨岡	圭介　君
代表監査委員	鯨岡	公一　君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡宏　君
議会事務局書記	黒田	峻介　君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回広野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

５番　西　内　玄　太　君

６番　北　郷　伯　弘　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日１日と決しました。

今期臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○議案第４３号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第43号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。本日、第３回広野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、御礼申し上げます。

本日の議案は、急施を要する案件についてご審議をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第43号の提案理由を申し上げます。本案につきましては、広野町学校給食共同調理場建設工事の入札を去る６月26日に執行いたしましたが、入札不落となったことから、７月５日、最低価格入札者である横山・西本特定建設工事共同企業体により見積りを徴した結果、予定価格を下回り、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約により工事請負仮契約を締結いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、学校教育課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、１番、西本久雄、質疑を始めたいと思います。

頂いた資料を見ていく中で、私がこれが分かる範囲でちょっと確認したいことが何点かあります。まずは、６月25日、入札不落になりました。６億3,000万円かな、最低価格で。７月５日、仮契約となっています。この間５日間ぐらいしかないのですが、通常、私、県工事等でいいますと、不落になったら再積算、そういった時間が多分必要になって、設計の一度見直し等も入ると思います。ちょっと戻ります。６月25、７月５日、６億3,000万円に対して仮契約のほうの工事価格でいうと、これ税込みなので、税引きますと５億6,900万円となります。私が言いたいのは、６月25日と７月５日の間で差が6,100万円生まれています。これ不落になった段階でおかしいとは思わないのでしょうか。まず、そこだけをちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、２点あったかと思います。まず、入札が６月26日、見積りを徴収するまで７月５日で、金額の開きについて、この期間ちょっと短いのではないかと、設計等の見直しをするべきだったのではないか、まず１点目についてお答えしたいと思います。26日の不落を受けまして、最低価格入札者の横山・西本特定建設工事共同企業体の方とは翌日聞き取りをしております。ご承知のとおり、工事費内訳書を提出していただいておりますので、我々が持っている数字とそれを突き合わせをさせていただいて、さらに先ほど申し上げた施行令の167条の２第１項第８号の規定によりまして、随意契約に移行できるのかどうかというところも含めて最低価格の横山・西本特定建設工事共同企業体さんには聞き取りをし、そういう意思があるということがありましたので、まず７月５日の段階で随意契約のほうを見積書を再度提出してほしいという話はいたしました。おかしいかどうかと

いうおただしでございましたが、積算についてはしっかりと積算をしているというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、工事費内訳書の中でなぜこのように差があるのかなというところは、そこは聞き取りをしまして、いわゆる見積単価等に開きがあるように感じましたので、そちらを公開させていただいたということです。

以上になります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。一般的に見積単価に開きがあったように思われるということだったのですが、先般５月の臨時議会の中でも補正を組んでいまして、見積り等の高騰と、それも踏まえていきますと、業者間の見積りでいうと１億円くらい違うのではないかと、そもそも当初からいいますと。こういった経緯も踏まえると、やはり一度不落になったときに設計等の見直しがあって、単価等の見直し、そういった、高騰の分については別でしょうが、何か大本がひょっとしたら違っているのではないかという判断はなかったのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　ただいまの西本久雄議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、積算につきましては市場単価等を調査してやったものというふうに思っております。また、これも繰り返しになりますが、まず地方自治法施行令の規定に基づき、最低価格の札を入れていただいた企業体のほうに、まずこの契約のそういう意思があるかという確認をさせていただいています。７月５日の段階で見積書が出てきて予定価格を下回ったということで、今回この場を迎えているわけですが、私、学校教育課としましては当然同時並行で設計の見直し等も図ってはおりました。ただ、７月５日に最低価格、予定価格を下回る金額が提示されたものですから、随意契約に踏み切ったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今、西本さんのちょっと質問の中で予定価格ということなのですけれども、これに関しては広野町の過去の入札の結果を見ると、予定価格と、それから落札業者の価格と提示しています。今ここで予定価格というのは開示はできないのでしょうか、１つ。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

予定価格は開示はしておりません。工事等の国の法律等で、すみません、詳細はあれですが、250万円以上の工事につきましては法律で開示をしなくてはいけないので、公表しております。それにつきましては、落札率を公表している状況でして、予定価は公表は広野町はしておりません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　ちょっと西本議員の質問とダブるかもしれませんけれども、私としてはこの給食センターを造る、おいしいものを安全に子供たちに提供するということで、これは大賛成です。ただし、今西本議員が言ったように不落随契ですよね。不落随契、これにはいろんな条件があって入札不落になったので、では随契にしますという交渉に入ると思うのですけれども、これらに入るに当たっても、今西本議員が言ったとおり、町とそれから横山・西本ＪＶの金額が6,000万円以上違うわけです。6,000万円以上ですよ。これが、その入札やったすぐに、多分皆さんで話して、では随意交渉しましょうかって決めたと思うのですけれども、この金額を本当に私予定価格が分からないからあれなのですけれども、これを通常ではもう一回入札するのかなって、私もいろいろ会社に勤めた関係で、そういった、これだけの金額があって多分約10％とか、以上違うと思うのです、いろんな予定価格と。ですから、そういうことに関して、その辺の判断というのは多分遠藤町長したのかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○**議長（渡邉正俊君）**　学校教育課長。

○**学校教育課長（加賀博行君）**　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

随意契約を結果的になったというふうに、最初から随意契約にするというふうに決めているわけではございません。地方自治法施行令の167条の２第１項第８号の規定で、随意契約ができる場合にのっとって最低価格入札者の共同企業体、横山・西本特定建設工事共同企業体さんに７月５日の期限をもって見積書を提出していただいた。それが予定価を下回ったということで随意契約に移行したということになりますので、初めから随意契約をするということで動いていたわけではございません。先ほどの西本久雄議員の答弁でも申し上げたとおり、随意契約に見積依頼書を７月５日まで出してほしいということと同時並行して設計の見直しにも着手はしておりましたので、結果として、繰り返しになって大変恐縮なのですが、見積書の提出された金額が予定価格を下回ったために随意契約をしたというふうにご理解はいただきたいと思います。

以上になります。よろしくお願いします。

○**議長（渡邉正俊君）**　２番、渡邉忠義君。

○**２番（渡邉忠義君）**　町長にお伺いしたいのですが、まずこの状況を見ますと、いわゆる今の国際化に向けた中で、いろいろ各地域の中で、戦争等もあって建築費の高騰というふうな流れの時代に入ってきたわけです。その中で、いわゆる建築費の資材の物価の上昇や労務単価の上昇、これらについては今後まださらに上がっていくというふうな予測も出ているわけなのです。その中で各工事をする会社にとってはなかなか読めない状況に今後なっていくのかなというようなことで、この２回もやったのだが、不落に落ちてしまったということだろうと思うのですが、それで町長のほうで予定価格を今回出したと思うのですが、その以前にいわゆる設計単価の中に、今後の情勢を踏まえた中での建設資材の高騰、さらには労務単価の上昇なども踏まえた中で、私はこの設計単価というものを組まれたのかなということなのであります。というのは、この工事は来年の７月まで予定さ

れるということなので、この単価で来年の７月にはばしっとものができていればいいのですが、いわゆる高騰が読めないという中で、さらにまた建設費が、予算をしなければできなくなってしまうというようなことがあってはこれ我々としても、正直のところ、今５月に行われました意見交換会の中にも、我々の責任、二元代表制の中に我々も厳しい状況に置かれる議員の立場であるというふうに私たちも認識しておりますので、町長のほうからこの単価、いわゆるこの工事請負金額でこの工事は完成するのだ、間違いないのだというようなお話を町長のほうから伺いながら、承認については検討してまいりたいというふうに思っておりますので、その辺の町長のご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきましてお答えをしたいと思います。まず総務課長からご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○２番（渡邉忠義君）　はい。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

昨今の物価上昇等において、積算等々行っているわけでありますが、来年の７月を目途とする竣工がきちっとなされるのか、加えて物価上昇等にどういうふうに対応できるのかということでございますが、当然物価スライド方式等々も採用しておりますし、必要な変更の事由があれば当然その変更しながら対応していくというような対応になると思います。結論から申し上げますと、来年の７月の工期で竣工するということで捉えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま総務課長が物価高騰におけるスライド方式等々の答弁を申し上げながら、この契約単価をもってして来年７月、完工に当たっていくということを今申し上げました。現在におけるまず計画を立てた時点での予定単価、単価をもってして入札に当たったわけでありますが、まずこの単価をもって工事の履行に、完成に当たっていくということを前提として捉えていきたい、捉えていくということを考えております。捉えております。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　大体内容は分かったのですが、副町長のほうから、今町長の答弁がされた中身で、もう少し補足できるような点があるならば、理解する意味でもちょっとお願いしたいと思ったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　２番、渡辺忠義議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご存じのように、入札するときの単価ですが、設計したときの時勢の単価でありますから、

当然設計から入札までの間にありますと、もっと言いますと、設計単価をつくるのはもう少し前ですから、幾らか時間の経過がございまして、今時分のような建設部材等が上がる局面ですと差が出てくるのはある程度は仕方のないことなのかなと思ってございます。また、今回の契約、仮契約額、契約のお願いしている金額につきましては、企業努力によりまして不落から随契での入札に至ったと考えてございまして、その後いろいろな事情が発生しましたらば、まずはこの金額でやってもらうのが当然なのですが、いろんな状況がございますので、スライド方式、あるいはいろいろな事情があったときにはまたお願いすることになりますけれども、まずはこの金額で履行していただくと、これを基本線としてまたお願いすべきはお願いすると、こんなふうにして対応していきたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。３回目ですから、まとめてください。

○２番（渡邉忠義君）　分かりました。ありがとうございました。スライド形式、当然そうなろうと思っているのですが、ただ、今後の監督員がしっかりとした手抜きのないような工事でしていただきたい。ましてさらに、子供たちが利用する施設でございますので、今後ともまたご協力、大変でしょうが、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　学校教育課長に伺います。２点ほどちょっと伺いたいと思います。

１点目ですけれども、この提出資料、２回の入札がされまして、その後、不落随意契約というところで、この金額を見ると先ほどから数字出ていますけれども、6,100万円ぐらいですか、発生している。この金額差異が出ている、この実態があります。6,100万円、今副町長からもありました。企業努力でということですけれども、そういった説明になろうかと思いますけれども、最終的にといいますか、6,000万円ですから、これ結果的にどこが負担するようになってくるのか、あるいは6,100万円とする金額、下げられた金額という中の最終的にどこに負担がいってしまうのかというのをどう考えているのかというところと、２点目、３月の当初予算、こちらから、５月の第２回の臨時議会、ここでも質問させていただきましたけれども、そのときには5,200万円ほど予算のほうで増額しています。補正しています。今回の競争入札でさらに企業努力としながらも6,100万円、これ合わせますと先ほども出ていました１億1,000万円という数字、これが生じている。これを考えますと、この予算設計の額自体に要は足りない、何かしらの要因があったのではないかという疑念を持つのですけれども、この２点についてちょっと再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

１点目、まず１回目と２回目の入札の金額と、契約の金額の差額6,000万円というようなお話あります。こちら誰が負担するのかというお話ですが、誰が負担するということではなくて、先ほど

から申し上げているとおり、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約の余地があるのかということで、最低価格の入札者である横山・西本特定建設工事共同企業体さんに７月５日の期限を切りまして見積書を提出いただいた。その中で、１番、西本久雄議員のご質問の際にもお答えいたしましたが、入札の中で工事費内訳書というものを提出していただいております。その中で、聞き取り、我々のほうで情報収集、業者さんとしております。どういったところで差額が出ているのかということがございましたので、見積単価表の公開をしたということです。それを基に共同企業体さんについては７月５日の中で、その１週間ぐらいの期間の中で見積書を提出され、予定価を下回って入ってきたので、随意契約をしたということでございますので、負担というよりは、なかなか見積単価表の中でそういったすり合わせができなかったのかなというふうに思っております。

また、２点目の質問ですが、では果たして設計がちゃんとできていたのかどうかということに関しましても、先ほど副町長からの答弁にもありましたが、当初予算の計上時、通常、前年の１月末ぐらいまで入れますが、そこから４月の新たに単価が変わったときに計算をし直した結果、足りないということで５月において臨時議会で補正のほうを計上し、承認をしていただいております。そういったことから、設計に関して特に積算がちょっとおかしかったというふうには私は思っておりません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。さきの質問の答弁内容とほぼ変わらないかなと思いますけれども、確かに規則等にのっとって不落の随意契約、最初、先ほどの答弁の中では結果としてなったという表現されていましたけれども、規則の中では差異としては130万円ですか、その範囲内でというところで、これは入札、要は随意契約を結ぶ時点での見積りというところでしょうけれども、さっきの質問の方々もそうだと思うのですけれども、随意契約を結ぶ行為、そこの中で6,000万円以上の開きがあって、そこを規則等で定める130万円以内に収まるという判断をされたということなのでしょうか。感覚として、先ほど来から材料が高騰する、これは当然あるのですけれども、要はそういった制度を使って、規則の中で進めるに当たって、そもそも数千万円の開きがあるものを、規則上でうたっている工事、製造ですか、そういった中で最終的に出されてくる見積り、そことの差が130万円という枠があると思いますけれども、そこに収まるというふうに判断をされたということで取ってよろしいのでしょうか。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらも大変繰り返しになって恐縮なのですが、６月26日の入札で不落。その次の日に最低価格入札者である横山・西本特定建設工事共同企業体さんに聞き取りの際に、こういう期限を切って見積書を徴しようと思っているという話を伝え、そういう意思表示がありましたので、７月５日の段

階を期限として見積書を徴した結果、予定価を下回ったので、随意契約にしたということです。同時進行で学校教育課として設計を組み替える準備もしておりました。ただ、７月５日の見積書が提出されたときに予定価格を下回ったので、随意契約をしたということで、これは本当に結果ですので、最初から随意契約をしようというふうに思ってやっていたわけではございませんので、当然予算、設計を組み替えればＪＶをもう一回組んでいただく準備からということで、その準備も含めて、同時進行でやっていたということです。繰り返しですが、結果として随意契約になったと、不落随契という手続になったということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

議員がおっしゃった130万円の随意契約というものについては、広野町財務規則の125条のところを指しているかと思うのですが、こちらについては、地方自治法施行令第167条の２の第１項第１号に係る規定の部分でございます。今般の工事請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定です。競争入札に付し入札者がないとき、再度の入札に付し落札者がいない場合ということで、例外的なものです。ですから、一般的に少額のものについては、議員おただしの130万円の小さな工事であれば随意契約でできますよというような規定が議員がおっしゃったものであって、今般の契約の部分については、今答弁申し上げたとおり、地方自治法施行令167条の２第１項第８号の規定に基づいて手続を進めさせていただいたということでございますし、経過については学校教育課長が答弁申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　総務課長、答弁ありがとうございます。ただ、ここでいう地方自治法施行令第167条の２第１項８号、これも同じ内容かと私は理解しているのですけれども、財務規則の中の、項目が違うのか、後でちょっと教えていただきたいと思います。総務課長に伺いたいのですが、広野町の財務規則、この第１章第４条５項に１件の予算価格が50万円超える場合は、工事、または製造の請負契約を締結しようとするとき、総務課長に合議しなさいというところで規定が定められています。この解釈からすると、当然この規則等に基づいて総務課長の不落随意契約に合意されたのだろうという推測がされるわけですが、このたびの入札不落後の対応といいますか、先ほど来答弁ちょっとかみ合わないですけれども、そういったイレギュラーではないのでしょうけれども、金額がやっぱり大きい、こういったものに対してやっぱり慎重に取り扱うべきではないかという、私はそういう考えなのです。規則、あるいは施行令等にのっとって、これは当然なのですけれども、そこに行き着くまでの決定されてくるプロセスといいますか、そういったものがしっかりされているのか、あるいはされていく中でやはりもう一回検証しましょうというような話が出た場合にしっかりそこで協議がされているのかと、やっぱりそこの疑念がどうしても残ってしまうのです。今回議案、こういった頂いている資料ではそこは読み取れないですけれども、内情が分かってくる中では、

今後の公共事業入札、こういったものに禍根を残すのではないかと、やっぱりそういう危惧を我々感じているのです。ですので、その辺の合意されたというところでの総務課長のお考え、これを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回の契約等々についての手続についてはきちっと議論されたのかというようなおただしかと思います。基本的には入札に付して応札者がいない場合、先ほど来説明している随意契約の手続を取ることができます。学校教育課長が申したとおり、入札書には工事内訳書というものを付して応札いただくという形になります。当然その内訳書に基づいてヒアリングをやったと。横山・西本共同企業体さんのほうから７月５日の期限で見積書を出せるのかというようなことで、基本的には７月５日に入札書の提出があった。結果として落札した。今議員おただしのようにその差額の部分、6,000万円、6,100万円というような数字が出ておりますが、積算等についても当初予算編成時、年度当初の工事の発注の手続等々の中で、議会のほうでご理解をいただきながら5,000万円ほど増額補正をさせていただいたと。発注時の積算についての妥当性についてもきちんとやっていたというようなところ、当然に今物価高騰の中で資材等の見積単価、行政が取る部分と共同企業体さんが取る部分との見積り徴取先によっても差異があるというようなこともございます。そういったことからして金額が薄まったのかなと思っております。通常随意契約が不調の場合、指名替え、もしくは設計の組替えをしながら対応していくというようなことになろうかと思います。そういった部分も含めて学校教育課と執行部と協議をしながら手続に入っていったと。たまたまという言葉は語弊がありますが、そういう中で企業の努力もございまして、７月の５日の見積りの徴取した際に予定価格の中に入っていて、今般の議案の上程となったというところでございます。手続につきましては、様々な角度から検討し、対応してきた結果となっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　今、各議員の方の答弁聞きながらちょっと気になった点がありまして、総務課長のほうにちょっとご確認したいのですが、入札時不落になれば施行令のほうで対応になったと、今回はなったということなのですが、今後も、これまでも、これまではちょっと私の中では記憶ないのですが、随契に移行するに当たっては、施行令の今回適用していますので、これからも不落になったときにはこういった形で進むという事例になっているのですが、こちらでよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　１番、西本久雄議員のご質問にお答えします。

私ども法令に従いながら進めるのが適切と考えております。今回が初めての事例ではございませ

ん。過去においても地方自治法施行令167条の２第１項第８号の規定を適用して契約に至ったということもございますので、今回が今後の事例になるということではございません。当然に今後もそのような事象が出た場合には、法令に基づいて適切に事務のほうを進めたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。ただ、私のほうでは、気になるのは、やはり随意契約というのは、そもそもなのですが、入札等で、ある程度の落札率、そういう請け差を求めて下げたいところなのですが、随意契約、最低価格がないまま上限を超えて最低価格を下回った、予定価格を下回れば今度受注してきてしまう。やはり透明性というか、落札率等も踏まえると、やはり端的に施行令があったとしても一度見直しとか、そういったこともあってもいいのではないかなと私は思うのです。どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

議員おただしの要は再積算等をしながら事業を進めたほうがいいのではないかというようなことでございますが、基本的に予定価格については積算でこの工事に対してこのぐらいかかるというような妥当な金額だと思っております。その中に入ってくるのであれば手続には問題ないのかなというようなことと捉えております。手続等につきましては、その事業の期間であったりとか、様々な事情がございます。そういったことを総合的に勘案しながら、議員おただしのような視点も入れながら今後対応に当たっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、お伺いしたいのですけれども、さきの西本議員の質疑の中で、設計に採用した見積単価の部分で入札時で企業さんがつくった見積りとの開きがあったというお話だったかと思うのですけれども、具体的に工事の内訳書等と照らしてどういった項目が下がって、後に取った見積りではどういった項目が下がっていたのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、お断り、先にさせていただきますが、業者が取った見積単価表と我々が取った見積単価表を見比べたわけではありません。工事、今回建築、電気、機械、あとはエレベーター、４項目に分けて工事内訳書を提出していただきまして、エレベーター以外について、３項目について我々が持っている積算の金額より大きかったということで、業者からいろいろお話を聞いて、どうやら、やはりここは見積単価を公表しないと、見積書を単に提出してといっても、先ほどから質問あるとお

り、大きな開きがありましたので、これはちょっと無理だろうということで、見積単価の開示をしたと。ここについても、繰り返しの答弁になるのですが、最低価格の入札者からそういった意思表示がありましたので、随意契約の可能性を取りつつ、設計の変更も同時進行でやりつつ７月６日を迎え、最低価格、予定価を下回ったために随意契約をしたという流れでございます。繰り返して申し訳ないですが、業者さんの持っている見積単価表と我々が持っている単価表を１つずつ見比べたとか、そういったことはしておりません。我々が取った見積単価表を提示したということです。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　そちらについては承知をいたしました。ありがとうございます。それで、私が心配していることとしては、２回入札をされた中でおおむね市場価格みたいなところが見えてきたと思うのですけれども、その後の見積りが上がってきた段階でかなり金額を抑えられて、それによって結果的に予定価格を下回ったのでというところではあるのですけれども、それだけ開きがある中で工事を発注して、設計時に想定していた機能とか、あとは品質とか、そういった部分に悪い影響が出ないのかなというところをちょっと心配をしておるのですけれども、そういった部分についてどういったお考えをお持ちか、ちょっと伺いたいです。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

総務課長の答弁にもありましたが、見積書の徴取先によっても見積金額というのはいろいろ差があったのかなというふうには推察をしているところです。今西内議員がおっしゃったように、我々の設計についてこれだけ金額が落ちるといわゆる低廉化事業になるのではないかというご心配されているかと思いますが、それはしっかり設計の中でこういった素材、こういった部材、こういった構造というのを示して出していただいていますので、それはしっかりやっていただかなくてはいけないというふうに思っております。その上で、予定価を、見積書を提出していただいて、今日この場に臨んでおりますので、そういったことは今後今議会で了承いただければ、工事の施工管理の会議等でそれはしっかり言っていきます。当然やっていただくべきことというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　反対の立場で討論いたします。

議案第43号の工事請負契約の締結については、入札額と予定設計額、ここに多額の差異が生じて

いた。この事実から予算設計額への疑念を拭えない。また、地方自治法施行令第167条の２第１項第８条の規定、これらに基づき不落随意契約とする解釈とその手続にはやはり無理があり、今後の公共工事入札に禍根を残すだけでなく、議会の信用、信頼を失うことにつながるのではないかと判断したことから反対をいたします。議員各位におかれましては、町民に責任を持って議会報告ができるご判断をいただきますようお願いいたしまして、私の反対討論とします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、原案に賛成の発言を許します。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　私は質問はなかったのですが、私としては学校給食担当している課長、それから総務課、町は担当課だけでなく、きちんと執行部のほうで話合いをし、条例もきちんとチェックして、条例にあって、この項目は該当になるということできちんと判断されたと、私は皆さんの討論を聞いて思っております。特にこの給食センターは夏休みを中心に工事をしていくという形になっていますので、子供たちにできるだけ負担をかけないような学校生活をしていただくということで委員会等でも話合いしていますので、私といたしましては、今まで議員各位の質問、それから返答を聞いておりまして、別に町の今までの歴史の中でこれが初めての事例でないということも聞かれましたし、これを賛成しても何ら問題ないと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　次に、反対討論の方おりますか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　私も皆さんの、議員の意見を聞いたのですけれども、やはり先ほどの課長の答弁の中にエレベーターとか、設備関係の見積りを例えば横山・西本さんのほうに開示したという話ありましたけれども、この行為は私はやっちゃいけないことかな。もしやるのであれば、もう一回入札をし直して、ここのところは多分ほかの４者も相当金額が多いですよね。ということは、ここはこうですよという開示するところは開示して見積りするというのが私は本来かなということで、ちょっと反対の立場とさせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　次に、賛成の討論はありますか。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　入札１回、２回と、これを基本とするならば、それを曲げるものは何もないのであって、ここが一番大事だと思うのです。だから、いろんな心配はしますけれども、いろんな意見もございます。基本は基本を通さなければならないと私は思いますので、考えたり、思ったりすればいろんなことを考えることはできます。それよりも、私としては金額的な面もありますが、今回の工事に関しては、学校給食センターというのは、未来に向かった、将来に向かってあるわけだと私は思うのですね、目的。そういったものをよく考えたときに、今の金額でいえばそれなりの多少の今回の差はありましたけれども、高度経済成長とか何かで、そういったことで金額とか何かがなってきましたが、今の金額というのは、10億円であれば５億円、５億円であれば２億5,000万

円、そのぐらいの価値としか私は見ていないというか、そんなふうに世の中では見ているのかなというふうに個人的に思っているものですから、私は一応そういうことで未来を考え、将来を考えた場合に、いろんな様々なことを考えれば、これで私は工事の契約に賛成いたします。

○議長（渡邉正俊君）　このほか討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号　工事請負契約の締結を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数（賛成３名、反対４名）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立少数であります。

よって、議案第43号は否決されました。

○議案第４４号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第44号　令和６年度広野町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第44号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,980万2,000円を増額いたすための提案であります。補正の内容は、賦課徴収費の増額計上となっており、財政調整基金繰入金をもって調整いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　１点だけちょっと教えていただきたいと思います。これ還付金の話だと思うのですけれども、それでいくと前年度、令和５年度分ということですが、令和４年度の法人税、法人税法といいますか、そこを基準に２分の１、中間納付して、結果的に５年度決算でそこまでの税金がなかったというところで、この2,900万円ですか、返金されると。これは多分まれなケースなのでしょうか。例えば１事業所等において１年置きに赤字になるようなことはありませんので、そういった中では今回、これまでの事業、営業ですか、そういった影響があってのことで、今後こういったものはよっぽどのことでは出てこないのかなというふうに思うのですが、その辺はまれに今後も出てくるのか、ちょっとその辺の話を説明いただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回のケースがまれなのかということでございますが、毎年度同じように還付金が発生しております。ちなみに、令和５年度の還付金、歳出還付でございますけれども、16件ほどあります。令和４年度については19件ということで、毎年度決算、確定申告に基づき、赤字となって、法人町民税については、先ほど申し上げたとおり国の法人税が課税標準となっており、それを基に法人町民税が算出されることになります。それが国のほうに申告した際に赤字となった事業所については、予定で納めていただいた法人町民税については還付請求に基づき還付するという手続を毎年何件か行っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。もう一点だけ、すみません。還付する際に還付加算金、これは町負担という理解でよろしかったのですか。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　ただいまのご質問にお答えします。

おただしのとおり町負担となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　町民税務課長にお聞きします。例えばこれは一例でございますが、農家の場合、これただの例なのですが、農家とか、農家で例えば農産物等が異常気象によって、例えばＪＡと契約とか、そういった出荷数量が出荷できなかったと、米なら米、そういったときに納めた税金の一部を持ち主に戻すといったような還付という形で考えていいのですよね。そして、そのお金はではどこから出すのだといえば、いわゆるこのやつを見ると財政調整基金の繰入金というところか

ら出ていくのですね。そういうことでよろしいですね。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　６番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えします。

農家が不作等によって業績が上がらなかったといった場合について、同じように税金の還付があるのかという質問ですけれども、この法人町民税については、町内に事業所、事務所などを有する法人等に課せられる税金となっています。農業法人とかで法人登録してあるのであれば税金のほうの還付というのは考えられますけれども、一般の農家については確定申告で行っておりますので、確定申告で次の年の税金は決まる、かかるのか、かからないのかというのを確定申告によって行いますので、農業法人登録してある法人であれば今言ったとおり還付の可能性はあります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第44号　広野町一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

令和６年第３回広野町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前１０時０６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　西内　玄太

署名議員　　北郷　伯弘